

魚津市包括支援センター運営方針(素案)修正対照表

番号	頁	修正前	修正後	備考
1	4	<p>○個人情報の保護 センターは、業務上高齢者等の心身や家族の状況など、多くの個人情報を知り得る立場にあることから、その保護については、魚津市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規定やセキュリティ体制の構築等万全の措置を講じます。</p>	<p>○個人情報の保護 センターは、業務上高齢者等の心身や家族の状況など、多くの個人情報を知り得る立場にあることから、その保護については、魚津市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規定やセキュリティ体制の構築等万全の措置を講じます。ただし、災害や事故が発生し、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき(避難指示(緊急)等が発令された場合)等は、消防や警察、民生委員等、関係者に必要な情報を提供するものとします。</p>	文言の加筆
2	8	<p>②ネットワークの構築 センターの業務への理解と協力を得るため、パンフレット配布や市広報への掲載を行うなど、ネットワークの構築に向けて、地域住民や関係者に積極的に働きかけを行います。認知症高齢者の見守りや消費者被害の防止、閉じこもりの予防といった課題に、見守りケアネット等、既存のネットワークを十分に活用します。</p>	<p>②ネットワークの構築 センターの業務への理解と協力を得るため、パンフレット配布や市広報への掲載を行うなど、ネットワークの構築に向けて、地域住民や関係者に積極的に働きかけを行います。認知症高齢者の見守りや消費者被害の防止、閉じこもりの予防といった課題に、見守りケアネット等、既存のネットワークを十分に活用するほか、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者のために、在宅医療と介護の関係機関のネットワーク構築を進めます。</p>	文言の加筆